

朝霞市条例第28号

朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

朝霞市下水道条例（昭和56年朝霞市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排出した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に消費税等相当（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

| 用途区分 | 基本使用料（1月につき） | 従量使用料（1月につき） | |
|------|--------------|------------------------|----------------|
| 一般汚水 | 500円 | 汚水排除量 | 金額（1立方メートルにつき） |
| | | 5立方メートルまで | 20円 |
| | | 5立方メートルを超え10立方メートルまで | 30円 |
| | | 10立方メートルを超え20立方メートルまで | 70円 |
| | | 20立方メートルを超え30立方メートルまで | 75円 |
| | | 30立方メートルを超え50立方メートルまで | 85円 |
| | | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | 95円 |

| | | |
|------------|-------------------|------|
| | 100立方メートルを超えるもの | 100円 |
| | 500立方メートルを超えるもの | 110円 |
| | 1,000立方メートルを超えるもの | 120円 |
| 公衆浴場 汚水 | 1立方メートルにつき | 50円 |

2 定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は、朝霞市水道事業給水条例（平成9年朝霞市条例第30号）第27条の規定を準用して算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者の使用料にあっては、改正後の第15条の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。